

住宅改修の流れ

事前に申請が
必要です

対象者 要支援1・2、要介護1～5と認定され、在宅で生活をしている人

ケアマネジャー、高齢者総合相談センターの担当職員等に相談
(地域包括支援センター)

施工業者の選択・見積りを依頼

着工前の写真撮影(日付入り)

事前申請(介護保険課に提出)

- 申請書
- 理由書(ケアマネジャー、高齢者総合相談センターの担当職員、福祉住環境コーディネーター【2級以上】が作成したもの)
- ☆ 福祉住環境コーディネーターが理由書を作成した場合、資格証の写しが必要となります
- 工事費見積書
- 工事前の写真(日付が入ったもの)
- 所有者の承諾書(住宅の所有者が本人以外の場合)
- 住宅改修イメージ図(イラストや工事前の写真に記入したもので、工事完成後の状況がわかるもの)
- 家の見取り図(改修箇所が複数ある場合)

確認の通知後に工事着工

市が事前申請の内容を確認しメールで通知しますので、その後工事を開始してください
※事前申請後、通知までに1週間程度かかります
※確認の通知以降、新たに工事が必要になったものについては再度事前申請が必要になります

工事完成後の写真撮影(日付入り)

支払 一旦全額をお支払いいただきます(受領委任払の場合は1割・2割・3割)

支給申請(介護保険課に提出)

- 申請書(着工日、完成日を記入)
- 完成後の写真(日付が入ったもの)
- 改修後の工事内訳書(軽微な工事費の減額の場合)
- 領収書(本人名義のもの)
- 請求書(宇部市の様式)
- 受領委任届出書(受領委任払の場合のみ必要)

支給 支給審査後、支給日・支給金額を支給決定通知書でお知らせします